

「麦・大豆の作付拡大」を支援します！！

- - 岐阜県版「特定対象農産物の生産支援事業」募集要綱 - -

岐阜県担い手育成総合支援協議会

農外からの新規参入や米の需給調整を推進しつつ、担い手の規模拡大や麦、大豆等の生産集約を促進するため、麦・大豆の作付面積の拡大に必要な経費を助成します。

応募資格

「助成対象経営体」となるためには、以下(1)~(5)全ての要件を満たすことが必須条件です。

- (1) 水田経営所得安定対策の加入者であること
 - (2) 特定対象農産物の作付けがあり、その作付面積が18年産と比較して増加していること(助成対象面積は、水田経営所得安定対策の加入面積を上限とします)
 - (3) 良質な農産物の生産をしていること(麦は1等比率、大豆は1・2等の合計比率が、農協等の出荷単位のおおむね平均以上であることが必要です)
 - (4) 経営面積の移動に伴い、期間平均生産面積(水田経営所得安定対策の過去実績)が適切に移動されていること
 - (5) 「特定農産物応募シート(特定農産物運用様式第1号)」に記載されている技術の中から、1技術以上実施すること
- 17年産以降に農外から新規参入した経営体、及び災害や土地改良事業の実施により過去実績が全く無い経営体については、上記とは別に独自の要件があるため県協議会へお問い合わせ下さい。

応募方法

以上の全ての要件を満たす経営体で「助成対象経営体」となることを希望する場合は、7月31日までに、居住の地域担い手育成総合支援協議会(事務局：市町村役場農政主務課等。以下「地域協議会」という)(地域協議会がない市町村は、市町村役場農政主務課)へ

「特定対象農産物応募シート(運用様式第1号)」と「参加申請書(有効活用参考様式第6号)」

を提出して下さい。

対象審査

域協議会(または市町村役場農政主務課)は、提出された申請書等の内容をチェックし、「助成対象経営体」候補として、8月10日までに事業実施主体である岐阜県担い手育成総合支援協議会(事務局：岐阜県農業会議。以下「県協議会」という)へ送付します。

県協議会において申請内容等について審査し、8月31日までに対象の可否を申請者に通知します。

実績報告

対象となった「助成対象経営体」は、麦のみの経営体については11月1日までに、麦と大豆、大豆のみの経営体については3月5日までに

「**実績報告書（兼支払請求書）（実施要領様式第9号）**」

を作成し、自らが選択した革新的技術の実践が確認できる書類（農作業日誌や記録写真等）を添えて、地域協議会（または市町村役場農政主務課）を經由して県協議会へ提出して下さい。

「**モデル経営体**」に指定されている経営体は、「**技術実践の確認書類**」は不要です。

活動助成

県協議会は、「助成対象経営体」から提出のあった実績報告書の内容を審査・確認した上、各作目ごとの作付面積の拡大に応じて、麦のみの経営体については12月末までに、麦と大豆、大豆のみの経営体については3月末までに助成を行います。

但し、助成金の単価は支援対象となる県の総面積等により変更することがあります。

作 目	小 麦	六条大麦	大 豆
助成単価	27,600 円/10a	18,200 円/10a	20,200 円/10a

【助成額】 = [助成対象（作付拡大）面積] × [作目ごとの助成単価]

(例) 助成対象（作付拡大）面積が、小麦2ha、大豆1haの助成対象経営体への助成額は、
 $2\text{ha} \times [\text{小麦の単価}] 27,600 \text{円}/10\text{a} + 1\text{ha} \times [\text{大豆の単価}] 20,200 \text{円}/10\text{a} = 754,000 \text{円}$

平成18年度から平成20年度までの拡大分が対象となります。平成20年度から平成21年度までの拡大分は水田等有効活用促進対策事業で助成されます。

問い合わせ先

岐阜県担い手育成総合支援協議会
（事務局：岐阜県農業会議）

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12

県シタタカ庁舎 2階

[TEL:058-268-2527](tel:058-268-2527)

<http://www.gifu-agri.jp/>